

## 次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

社員の仕事と家庭の両立(ワークライフバランスの実現)に向け、安心して長く働けるよう、次のように行動計画を策定する。

### 【内 容】

#### 目標 1

育児休業の取得状況を次の水準以上にする

- ・ 男性社員：計画期間内に育児休業等及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が15%以上かつ育児休業等を取得した者が1人以上
- ・ 女性社員：計画期間内に出産した者の75%以上が取得

#### 〈対策〉

- ・ 「パパ・ママ育休プラス」制度の周知や育児休業を取得した男性社員のインタビューを実施し、男性社員の育児休業取得を推進する
- ・ 育児休業中や復職前のサポート支援を実施する
- ・ 育児休暇制度取得を予定している社員及び上司へ制度のリーフレットを配布する

#### 目標 2

ダイバーシティを推進し、社員が能力を発揮できる企業風土を醸成する

#### 〈対策〉

- ・ 環境の変化等で自身が抱えている問題、働き方等の相談ができる相談窓口の設置及び運用を検討する
- ・ 不妊治療に関する社員のニーズを把握し、ニーズに応じた制度を検討する
- ・ 社内外での意見交換会やライン管理職、上位専門職との交流機会を設定し、キャリアアップの一助とする

#### 目標 3

- ・ フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働の平均が45時間未満
- ・ 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと

#### 〈対策〉

- ・ 労務管理の研修や時間外労働時間の情報発信等を実施し、法定時間外労働の削減に取り組む
- ・ 多様な労働条件の整備のための措置（フレックスタイム制度やみなし労働時間制度）を検討する

#### 目標 4

メリハリのある働き方を実現するための措置を実施する

#### 〈対策〉

- ・ リフレッシュデー（ノー残業デー）の取得推進を社内発信する
- ・ 年次有給休暇の取得状況を把握し、社員に向けて計画的な取得を促進する
- ・ リフレッシュ休暇による連続休暇の取得を促進する